

愛知県感染症予防計画の一部改正の概要について

1 愛知県感染症予防計画

○ 目的

愛知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）は、感染症予防のための施策の実施に関する計画であり、感染症の発生予防及びまん延防止を目的とし、感染症患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものである。

○ 策定の経緯

感染症法第 10 条第 1 項の規定において、厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県は感染症予防計画を定めることとされており、平成 11 年 9 月 10 日に、現在の予防計画を策定した。

2 愛知県感染症予防計画の一部改正

「感染症法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 115 号）が平成 28 年 4 月 1 日に全面施行されたことに等に伴い、新たに規定された次の事項等を予防計画に規定する。

☆感染症法等の一部改正内容

〈感染症法〉

- 五類感染症（季節性インフルエンザ）患者の検体等を提出する指定提出機関制度の創設（H28. 4. 1 施行）
- 感染症患者等からの検体の採取等措置（H28. 4. 1 施行）
- 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等の整備（H28. 4. 1 施行）

〈届出基準〉

- 一部の五類感染症（麻しん、侵襲性髄膜炎菌感染症）に係る医師の届出について、7 日以内から直ちに全数を把握するものとしたことを規定（H27. 5. 21 施行）



感染症法第 9 条第 1 項に基づき厚生労働大臣が定める

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正（H29. 3. 10 施行）



☆ 「愛知県感染症予防計画」の見直し（H29 年度改正予定）

○ 愛知県感染症予防計画の一部改正等の経緯

年月日	内容
平成 11 年 9 月 10 日	平成 11 年 4 月 1 日付け基本指針の告示に伴う策定
平成 17 年 1 月 14 日	平成 15 年 12 月 19 日付け基本指針の一部改正に伴う改正
平成 17 年 8 月 9 日	平成 17 年 4 月 1 日付け基本指針の一部改正に伴う改正
平成 20 年 1 月 18 日	平成 19 年 4 月 1 日付け基本指針の一部改正に伴う改正
平成 25 年 1 月	感染症指定医療機関等変更に伴う軽微修正（審議会未実施）

3 参考

○ 感染症法抜粋

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 （略）

4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。